

アルコール検査要領

1. アルコール検査の方法

操船業務開始前に、乗組員（船長）は第三者の立ち合いのもと、アルコール検知器を用いてアルコール検査を実施し、酒気帯びの有無を確認すること。

2. アルコール検査結果の記録・保存

① 上記のアルコール検査の結果については、以下の事項を検査記録簿に記録すること。

- ・ 検査した日時
- ・ 検査実施者の氏名
- ・ 検査を確認した第三者の氏名
- ・ 検査結果

② 検査結果の記録については、1年間保存する。

3. アルコール検知器の精度・保守管理

① アルコール検査に使用するアルコール検知器は、以下の性能を満たすこと。

- ・ アルコール濃度を測定し数値を表示できること。

② 使用するアルコール検知器については、製造業者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用・保守管理するとともに定期的に故障の有無を確認し、常時正確に測定できる状態を維持すること。

4. 飲酒禁止期間

乗組員（船長）は操船業務開始前 8 時間は、飲酒してはならない。

5. 飲酒教育の実施

安全統括管理者は、乗組員、運航管理員、経営層を含む安全管理に従事する者に対して、飲酒の危険性及び飲酒対策の必要性について理解しやすい具体的な飲酒教育を定期的実施する。

令和元年 11 月 1 日
イーライン株式会社